

広島県中学校教育研究会特別活動部会会則

第1章 総則

第1条（名称）本会は広島県中学校教育研究会特別活動部会という。

第2条（所在）本会の事務局は会長の指定する中学校に置く。

第3条（目的）本会は広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令にのっとり、自主的、創造的な教育活動を行い、広島県中学校の特別活動充実のために研究推進を図ることを目的としている。

第4条（事業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 相互の連絡協議
- 2 研究会の開催
- 3 学校・官庁等との連絡
- 4 その他必要な事業

第2章 役員

第5条（役員）本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 顧問 若干名
- 4 理事 若干名
- 5 常任理事 若干名
- 6 研究員 若干名
- 7 幹事（事務局） 若干名

副会長選出単位は、次の5ブロックとする。

- ① 西部教育事務所（芸北支所を除く）管内
- ② 西部教育事務所芸北支所・北部教育事務所管内
- ③ 東部教育事務所管内
- ④ 広島市教育委員会
- ⑤ 福山市教育委員会

第6条（役員の選出・任期）

- 1 会長・副会長は、校長の職にあるものとし、理事会が理事の内から選任する。
- 2 顧問は必要に応じて会長が委嘱する。
- 3 理事は各郡市毎の代表者（校長1名、教諭1名）2名を原則とするが、理事会で承認があれば、その限りではない。
- 4 常任理事は、会長・副会長・幹事とする。
- 5 研究員は原則として理事のうちから各ブロック単位に選任する。
- 6 幹事は、会長が委嘱する。
- 7 幹事は、理事のうちから選任する。

第3章 役員の仕事及び会議

第7条（役員の仕事） 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、すべての会議を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- 3 顧問は、本会の諮問に応ずる。
- 4 理事は、理事会を構成し、本会の事業その他の運営について審議決定する。
- 5 常任理事は、本会の業務を遂行する。
- 6 研究員は、特別活動の研究の推進を図る。
- 7 幹事（事務局）は、本会の庶務会計を掌る。
- 8 監査は、会計を監査する。

第8条（会議） 本会の会議は次の通りとする。

- 1 理事会
 - 2 常任理事会
 - 3 研究部会
- 必要に応じて開催する。

第4章 会計

第9条（財源）本会の経費は、会費、補助金その他をもってこれにあてる。

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 その他

第11条（除名） 会員が教育研究会および、本部会の目的に反する行為をおこなった場合、理事会の4分の3以上の賛成により、除名することができる。

第12条 この会則に定めるもののほか、本部会の運営に必要な事項は会長が定める。

- 付則
- 1、この会則の改廃は理事会において行い、広島県教育委員会の承認をえなければならない。
 - 2、この会則は平成12年4月1日から実施する。
 - 3、平成14年3月15日 一部改正。
 - 4、平成22年2月25日一部改正。